



正しく知っておきたい！

接骨院・整骨院のかかり方

接骨院や整骨院で柔道整復師による施術を受ける際は、健康保険が使えるケースが限られています。

誤って健康保険を使ってしまった場合は、**あとから全額自己負担となる**こともありますので、ルールを確認しておきましょう。健康保険が**使える**ケース負傷原因がはっきりしていて
慢性に至っていないケガに限ります。

- | | |
|------------|-------------|
| ✓ 骨折 | ✓ 捻挫 |
| ✓ ひび(不全骨折) | ✓ 打撲 |
| ✓ 脱臼 | ✓ 挫傷(肉離れなど) |

※骨折・ひび・脱臼は、応急処置の場合を除き、あらかじめ
医師の同意が必要です。健康保険が**使えない**ケース

- ✓ 日常生活からくる肩こり、筋肉疲労
- ✓ 症状の改善がみられない長期にわたる施術
- ✓ 脳疾患後遺症などの慢性病
- ✓ 保険医療機関(病院等)で治療中の負傷
- ✓ 勤務中、通勤途中の負傷(労災保険の対象)

など

Point 1 負傷原因等を
正確に伝えるいつ・どこで・何が原因で
負傷したのか、また、どの
ような症状があるのかを
正確に伝えましょう。

施術を受ける際の

4つのポイント

Point 2 症状が改善しないときは
医療機関を受診する長期間施術を受けても快方に
向かわない場合は、内科的要因
も考えられますので、一度医療
機関を受診しましょう。Point 3 「柔道整復施術療養費支給申請書」
の内容をよく確認するこの申請書は、柔道整復師がご本人に代わって治療費を
協会けんぽに請求し、支払いを受けるために必要な書類です。
委任欄に署名する際は、負傷名・日数・金額等をよく確認し、
必ず自分で記入しましょう。Point 4 領収書をもらい、
保管する領収書は、医療費控除を受ける
際にも必要になりますので、必ず
もらって保管しておきましょう。

協会けんぽからのお願い

健康保険を使用した場合、協会けんぽから負傷原因や施術内容等の照会を
することがあります。ご協力をお願いします。

お問い合わせ

- 接骨院・整骨院のかかり方に関すること

業務グループ TEL 076-264-7200 (音声ガイダンス ①)

詳しくはコチラから▶

協会けんぽ 柔道整復師のかかり方

検索



令和6年

能登半島地震
関連情報

令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

この度の地震で甚大な被害を受けられた皆様につきまして、医療機関窓口における一部負担金の
支払い免除期間が**令和7年9月30日まで延長**されました。すでに『健康保険一部負担金等免除証明書』をお持ちの方には、有効期限を更新した免除証明書
をお送りしていますので、令和7年7月以降は新たにお届けした免除証明書をご使用ください。

お問い合わせ

- 令和6年能登半島地震に関すること

能登半島地震専用ダイヤル TEL 0422-68-0837 (平日8:30~17:15)

詳しくはコチラから▶

協会けんぽ
医療機関における一部負担金の免除

検索



上手な医療のかかり方

医療機関等を受診する際に、一人ひとりが上手な医療のかかり方を意識することで**自己負担の軽減や医療費の適正化**につながります。ご自身の医療のかかり方を見直してみましょう。

診療時間内に受診する！

診療時間外に医療機関等を受診すると、初診料や再診料のほかに「**時間外加算**」等の割増料金がかかります。

急病でやむを得ない場合を除き、診療時間内の受診を心がけましょう。

緊急性が高く**本当に治療が必要な方**のため、**医療スタッフの負担軽減**のためにも、診療時間内に受診しましょう！

加算がかかる時間帯	加算額(10割)	
	初診の場合	再診の場合
時間外 (平日 8時前と18時以降 土曜 8時前と正午以降)	+850円	+650円
休日 (日曜・祝日・年末年始)	+2,500円	+1,900円
深夜 (22時～翌朝6時)	+4,800円	+4,200円

※支払額は自己負担割合によります(歯科は除く)。

※6歳未満の小児の場合は、さらに高額な加算がかかります。

休日・夜間の
こどもの症状で困ったら…

厚生労働省
子ども医療電話相談
#8000

小児科医師や
看護師に電話で相談！

※県ごとに受付時間が異なります。
詳しくはコチラから▶



救急車を呼ぶべきか
迷ったら…

総務省消防庁
全国版救急受診アプリ
Q助

Web版▶



かかりつけ医をもつ！

病気やケガで受診する際、**いきなり大病院**に行かずに、まずは「**かかりつけ医**」に診てもらいましょう。

「紹介状」なしで **いきなり大病院** を受診すると…

7,000円以上の特別料金
がかかります！ ※医科を受診した場合



かかりつけ医の メリット

日ごろの状態を把握してくれているため、病気の早期発見・治療につながる。

病気や症状、治療法について、適切な診断やアドバイスを受けられる。

必要に応じて、適切な専門機関へ「紹介状」を書いてくれる。



ジェネリック医薬品を選択する！

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)の特許期間満了後に製造・販売されるお薬です。

ジェネリック 医薬品の ポイント

安い 新薬と同じ有効成分を利用するため、**短期間・低コスト**で開発できる。

安心 国が定めた試験により、**新薬と同じ効き目・安全性**であると認められている。

工夫 錠剤の大きさを小さくするなど、**飲みやすくする工夫**が施されたものも。

ジェネリックを
希望します！

処方せん

お問い合わせ

● 上手な医療のかかり方に関すること

企画総務グループ TEL 076-264-7201

詳しくはコチラから▶

協会けんぽ 医療費節約術

検索



他にも、**医療費節約術**を紹介中！

